

第4回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年5月25日(水)午後1時30分～午後3時

2 場 所 市役所東庁舎2階第1会議室

3 出席者

委員

唐牛 歩 青田 由幸 鈴木 理香

若松 蓉子 渡部 正孝 高田 妙子

大内 保史 細田 三起子 佐藤 拓也

伏見 伸一郎 西 チイ子

事務局

市民生活部長 佐々木 忠

市民課長 佐藤 弥生

市民課総合相談担当係長 馬場 千津子

市民課総合相談担当主任主査 山田 一栄

4 欠席者

委員

佐藤 清彦 中島 紀子 佐々木 孝

林 勝典 井村 寛 森岡 和人

5 会議次第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 委員長挨拶

4. 会議録署名人の指名

5. 書記の指名

6. 議事

(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告書(案)について

(2) 「(仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例」基本方針骨子(案)について

(3) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修について

(4) その他

6 提出資料

資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告書について(案)

資料2 「(仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例」基本方針骨子(素案)

資料3-1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修につ

いて（案1）
資料3-2 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修につ
いて（案2 リモート）

5 会議結果

1. 開会
2. 委嘱状交付

（事務局）

令和4年4月1日付けで委員に変更がありましたので、委嘱状の交付を行います。

「福島地方法務局相馬支局 鈴木理香（すずき りか）様」

「南相馬警察署 大内保史（おおうち やすし）様」

「南相馬市小中学校長会 伏見伸一郎（ふしみ しんいちろう）様」

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間となります。

3. 委員長挨拶

（事務局）

委員長挨拶になりますが、本日は、委員長欠席不在となっておりますので、高田副委員長のご挨拶をいただきます。

（副委員長）

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。ごぞいます。

委員長欠席のため、かわって議事進行を務めさせていただきます。

不慣れではございますが、スムーズな進行を務めてまいりますので、何卒、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、南相馬市では、県内でも低い水準で推移しておりますが、全国的には、いまだに収束が見通せない状況にあるところ、新規陽性者に占める子どもの割合が高くなっていることから、16日からは、子どもに特化した対策に移行しております。

このようななか、本日の議題にもありますが、コロナ禍のなかでの先進地視察ということになり、みなさまには、ご負担をお掛けいたしますが、よりよい視察研修となりますよう、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

また、この検討委員会は、今後の条例制定や人権尊重のまちづくりを進めるに当たり、基本となる方向性を決めていく協議の場となりますので、皆様の

活発なご意見をよろしくお願ひいたします。

4. 会議録署名人の指名

(副委員長)

最初に、会議録署名人の指名をいたします。会議録署名人については、委員名簿の順に2名の方を順番に指名させていただきます。本日の会議録署名人には、青田 由幸委員、若松 蓉子委員を指名いたします。

次に、書記の指名について議長より指名することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(副委員長)

書記には事務局の山田一栄主任主査を指名します。

(副委員長)

最初に、前回の委員会の内容について事務局に報告をお願いします。

(事務局)

令和4年3月25日に開催されました第3回の委員会の内容について報告いたします。人権意識実態調査結果と報告書(案)については、令和4年1月24日から2月16日に実施した「人権に関する市民意識実態調査」の結果報告書について説明をしました。18歳以上の市民3,000人を対象として、郵送配布をし、1,353件の回収、45.1%の回収率がありました。3,000人は年代ごとに、人口割合で無作為に抽出したものであること、3,000人に対し、約半数は回答があったということで、一定の評価はできると考えており、分析は十分にできるものと考えて説明しました。次に、人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察(案)については、視察研修について、事務局は国立市を考えており、視察の実施については、コロナの感染症の動向を見ながら、視察先やオンラインによる開催について、5月開催の第4回検討委員会で決定をすることとしました。以上報告いたします。

(副委員長)

ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

(副委員長)

議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告書(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により説明。

その中で、資料1の2.(1)にある「全体に関する現状・課題」については、検討委員会の会議のなかで検討をお願いします。「人権分野ごとの現状・課題」については、各委員へ個別に事務局が聴き取りをします。

(副委員長)

これより質疑にはいります。ご質問等ありますか。

(「質問」の声なし)

すぐにとはいかないようですので、あとでとすることで、次に進めます。議題の(2)「(仮称)南相馬市人権尊重まちづくり条例」基本方針骨子(案)について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料2により説明

(副委員長)

ただいまの説明に対し、ご質問等ございませんか。(1)についてもあわせて、あればお願いいたします。

(委員)

資料2の推進体制について、市民の立場からすると、権利と責務があると思います。市民の権利だけが、一方的に前にでるのでなく、責務について、行政が、どう対応していくのか。一つの例を挙げると、5万7、8千人いるなかで、行政区にも隣組にも関与しない、ゴミの番号だけくださいという人が、非常に震災後、増え、各行政区でも悩んでいる。行政が、補助を出して、ゴミの集積所を設置して、まったく関係ない人が、置いていくということは、市民の立場からいえば、どうなのか。また、行政あるいは地域が運営する、いろいろな組織、団体があるが、そんな組織・団体へ入りたくない個人主義

的な考えもあり、こうした問題をひとつひとつ行政が、どう取り扱って、ピラミットをどういうふう構成していくかが重要でないのかと思います。市では、条例や推進の体制とかを、こうやりますよと謳っているだけでなく、市民に対し、このような責務を果たしてくださいという、もうちょっと細かく説明をすることで、底辺から築いていき、最終的には、生まれながら持っている権利を守る体制を考える必要があるのではないかと思います。

(副委員長)

ただいまの意見に対し、事務局から。

(事務局)

自治基本条例でも、まちづくりということをやっているなかで、住所を持たずに住んでいる方や市外の避難者で居住をいただいている方がおりますが、住んでいる以上、同じ市民という意識をもっていたきたいと思えますので、市民という括りにとらわれることなく、地域住民の中で、守っていただく責務というところは、人権の条例においても検討させていただきたいと思えます。前回から、こうした意見は、頂戴しておりまして、市でも、地域、団体に属さない方の課題・問題については、議会でも取り上げられているところであり、住所がないから関係ないではなく、地域に住む方として守っていただくこととして伝えられるような条例になっていけるように検討していきたいと考えております。

(事務局)

条例を作るうえで、前文のなかで、条例をつくるうえでの背景であるとか、そういうところについても、検討委員会のなかで、ご議論いただいたうえで、それに基づいた条例の構成をしていくことに加えて、市民の責務、市の責務ということについても、この理念、考え方に基づいて、どうゆう構成にしたらいいのか、委員会のなかで、ご議論いただきたいと考えております。

(副委員長)

その他にありますか。

(事務局)

補足させていただきます。先ほどの資料1での報告書の件ですが、結果報告書が手元になく事前に会議資料を配布していない中で、すぐ、ご意見をいただくということは、事務局として配慮が足りなかったと思えます。お詫びを

させていただきます。

意識調査の報告書を作成する段階で、委員の皆さまには、アンケート一式を見て、ご意見を伺ってはいますが、全体に関する現状と課題については、委員としてのご意見をいただく場面というのがなかったものですから、アンケート調査の結果報告書としてと別に、委員の皆様で、ご議論いただいたものを報告書として、別に作りたいとの考えから、この報告書（案）とさせていただきますところでした。こうして検討委員会を立ち上げたところでもありますので、検討委員会の皆様のご意見を報告書として作らせていただきたいということから、議題としているところであり、この場で、すぐということではなく、様式を配布させていただき、記述していただいたものを次回の検討委員会でご協議いただきたいと思いますので、皆様から頂いたご意見を事務局でまとめて、次回の委員会前には事前に配布させていただき検討委員会で、ご協議いただきたいと思いますと考えております。このような進め方でいかがでしょうか。

(副委員長)

いまの事務局の説明でいかがでしょうか。

(委員)

事務局から個別に意見聴取があるということだったので、結構、時間をとったかたちで個別に話をする機会があるということによろしいのですか。

(事務局)

事務局で出向くなり調整させていただきたいと思います。なかなかひとつのテーマについて、この場でということにはなりませんので、聴取させていただいたものを、皆様で共有していくという進め方にさせていただきたいと思っております。

(委員)

この前、調査結果報告書が送られてきましたが、委託業者のコンサルが入っているわけですね。調査結果が並べてあるだけで、これを踏まえて、こうでしたとか方向性とかの報告は、別にまとめたのはあるのですか。

(事務局)

意識調査結果報告書の最後に現状・課題としてまとめたものを掲載されておりますので、これを基に、検討委員会として、アンケート結果から、市と

しては、こういったことに力をいれていくべきではないかといったことなどのご意見を頂戴したと考えているところです。

(副委員長)

その他にございませんか。

(委員)

アンケートの結果について、市民にお示しする流れはどうなっているのですか。パブリックコメントにかけることになるのですか。

(事務局)

この市民意識調査を、パブリックコメントとして市民に意見を求めることはありません。結果報告書は、委員の皆様や関係者にお配りしているだけで、今後、条例を作成の時に、パブリックコメントにかけることになります。

(委員)

3,000人に調査した結果ですから、市民には広報とか、冊子で配るのか、お知らせしたほうがいいと思います。

また、(1)での分野ごとの現状・課題の聴き取りのところで、個別に聴き取りということですが、事務局と私とか、ひとりひとり聴くってことで、みんなでやるということではないのですか。

(事務局)

一点目について、資料1の(4)の市民への公表にありますとおり、調査結果についての報告とあわせて、課題・取組みについては、検討委員会の報告書として、ホームページに掲載いたします。

二点目の個別の聴取につきましては、それぞれの委員の皆様の分野がございますので、それぞれ委員のみなさまが抱えている人権にかかる課題・問題について事務局から、別にヒアリングさせていただいたものを基に、皆様でご議論していただきたいと考えております。後日、連絡させていただきます。

(委員)

個別に聴き取りとは別に、全員でも議論するということですね。

(事務局)

はい。

(事務局)

個別聴き取りは、一対一ではなく、ある程度、複数人のなかで議論をしながら課題を含めて、ヒアリングをさせていただきたいと考えております。いろいろ分野ごとに抱えている問題をお持ちだと思いますので、たとえば、福祉関係であれば、実際、現場で携わっていらっしゃる方もいると思いますので、それを踏まえながらヒアリングさせていただきたいと思います。

(副委員長)

その他にありますか。

(委員)

南相馬市の総合福祉計画がありますよね。そのなかにこれが入るのですか。それとも単独ですか。

(副委員長)

事務局

(事務局)

福祉計画あるいは、男女共同参画計画、高齢者福祉計画とあります。地域福祉に人権の問題もあると思いますが、それとは別に条例を定めて計画を定めてまいります。南相馬市自治基本条例があって、個別計画があって、その間を繋ぐような南相馬の人権全体を包含するような条例を作らせていただいて個別計画に結び付けるようにと考えております。

(副委員長)

その他にありますか

(委員)

条例には法的規制もあるわけですので、人権は、全てものの根底にある市民としての意識という問題を扱っていることだと思うわけで、だから福祉にも関係する、教育にも関係することもあるし、全部の基本として、これだけは保障して生活したいというものですよね。

(委員)

人権、人権と言うけれども、ひとりひとりでは、いくら生まれ持っている権

利だといっても、この世の中、生活していけないわけですよ。基本的なものがあって、みんなの力を合わせることで、南相馬市で安心して安全な生活をしていくことができるようになり、イコール人権問題になります。その中で、まだ、南相馬市では着手していない再犯防止推進計画がありますが、総合福祉計画のなかに入れてもいいですよという考えを示したわけですが、こうした角度から積みあがったのが、いわゆる一人一人の人権を、今後、どう尊重し、どう守っていくかということに結び付くのですから、福祉とこれは別な問題とはならないと思いますよ。

(事務局)

別ではなく、根底には、人を思いやる気持ち相手を思いやる気持ちが、基本的には必要な部分であります。それは、福祉の分野、教育の分野など、いろんな分野にかかわるものですから、みんなを摂りまとめることとして、人権というのが上にあって、その下に個別計画があるというイメージで考えております。

(副委員長)

その他にありますか。

(委員)

基本的人権の尊重は憲法で保障されているわけですよ。ただ、そうは言っても、たとえば、障がい者とか高齢者とか個別のもう少し特化した人権があって、それはそれで、法律もあり、障がい者なら障害者差別法というのがあって、保障はされているわけですが、ここでいう条例というのは、南相馬として、ここに住んでいる人たちの権利をどうやって守っていくのか、もう少しピンポイントな話だと思うんです。南相馬としては、ここは、もう少し頑張りたいよねとか、もう少し、こうゆうふうな形で子供の人権とか、そういう人権を守っていきたいよねというような落とし先ではと思います。そうすれば、私たちが住んでいるなかで、どうやって、おのおのの人権を守っていったり、人権を考えていったらいいのかというような意味での条例を作っていけたらいいのかなと思っておりますが、いかがでしょう。

(副委員長)

事務局

(事務局)

広くとはいいながらも、南相馬ならではのところが、今回のアンケート調査で、みえてきているところもあります。ましてや、こうやって皆様に、いろんな分野から出てきていただいていることでもありますので、委員の皆様で相談していただいたもので、南相馬としても人権の条例につなげていきたいと思っておりますので、そのためにも、今後、討論していただくことがとても大切なものとなっていくと考えているところですので、皆様からの意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(副委員長)

今後、個別にいろいろお話をし、よりよい条例をつくってきたいということです、よろしくお願いいたします。そのほかなければ、次に、(3)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の3-1と3-2によって説明いたします。行先については、委員の皆様にお伺いしたところ国立市と狛江市、事務局一任とのことでしたので、事務局としては、国立市と狛江市を視察先とさせていただいております。日程については、実際に行く場合は、7月7日から8日の一泊、リモートの場合は、7月12日の午後に予定しております。実際に行く場合について、参加者が半数以上いない場合は、リモートによる視察研修とさせていただきたいと思っております。説明については、以上です。

(副委員長)

説明にあったとおり、行先については、国立市と狛江市に決定しております。このなかで、訪問するリモートにするかを決定したいと思います。参加者が半数以下の場合はリモートとするということですが、いかがいたしますか。

(委員)

一つは、出席人数の問題で、いろいろ皆さん立場があるので問題はありますが、もう一つは、コロナの問題がありますよね。それをどう整理するかということですが、

(副委員長)

事務局

(事務局)

全国的に、まだ、コロナの感染が落ち着いていないところではありますが、視察先の市から拒まれてはいないこと、交通手段も公共交通機関ではなく市のバスを利用することを考えております。視察先からの制限はされていないところでもあります。

(事務局)

訪問するリモートにするかしかないのだから、皆さんに聞いてみればいいのでは。

行くとなれば、国立市と狛江市とは、どれだけ離れているのですか。

(事務局)

二つの市を視察することは可能な距離です。

(委員)

一日で、午前、午後というのは無理で、一泊ですね。

(副委員長)

いかがいたしましょう。

委員長は、この日程については、大丈夫と確認しております。

(委員)

資料を取り寄せて勉強するということもできますが、やはり、聞きたいのは、条例を作るまでの過程や苦労話などなので、そうなれば行くしかないですよ。無理にコロナの時に行かなくてもいいような気もしますので、リモートでやり取りするか。でも、やっぱり、行ったほうが、なんとなく委員としても安心するのではないかと思います。

(副委員長)

事務局

(事務局)

視察先をある程度詰めてきたところでもありますから、コロナの収束を待っていると、いつになるかわからないところもありますので、この7月までの

間で、訪問あるいは、リモートというこの案で、皆様の賛否をお願いして方向性を決めていただけるとありがたいところです。

(副委員長)

研修を実施することは決まっておりますので、訪問するかリモートにするか、本日は、その選択となります。

(委員)

出欠をとって、半数以下ならリモート、半数以上なら行くとすればいいのでは。

(副委員長)

いまの渡部委員の意見についていかがですか。

(委員)

事務局に確認したいのですが、リモートで実施するということは、遜色なく研修できるという考えでいいのですか。二日かけてバスで行くという行程だったり、遠距離による疲労蓄積によって、なかなかできない。リモートであれば、半日の過程で、ほぼ同じ結果が得られるということであれば、個人的には、案2のほうがいいのではと思っていましたが、行ったほうがいいんだよということであれば、案1も検討していいともいますが、違いがあるのか、お伺いしたい。

(副委員長)

事務局

(事務局)

大きな違いはないところではありますが、画面越しではなく、実際に、その場に行かせていただいて、行政の方だけでなく、実際に携わった検討委員の方にもご参加いただきたいと思っているところもございましたので、そうった方々と、一堂に会してお話をさせていただく機会があれば、より深い話ができるのではないかという思いから先進地視察とリモートと、あわせて出させていただいたところで、リモートだからといって、もし、聞き足りないところは、また、再度、質問できますし、そんなに違いはないところではあります。建物などを見るということではないので、大きな違いはないと思っています。

(副委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

そのとおりだなという部分と、今回、条例を制定するに当たってのいろいろ考えたところだとか、ポイントを押さえるだけであれば、リモートでもいいのかなと思います。

(副委員長)

他にありますか。

(委員)

予算としては確保してあるということであれば、行かないとならないのかなという思いもあります。というのは、今回、国立と狛江ということなのですが、国立の条例ができた経過というのは、単純に、こういう条例を作ろうというだけでなく、市の在り方が違います。もともと権利擁護については、力を入れている市で、障がい者活動についても力を入れているし、さらに、街並み景観やまちづくりにも、きっちりしていて、駅を降りて、まっすぐイチョウ並木が、すごいんですが、邪魔だから伐ってしまおうという意見もあって、街としてなにが大切かということ、いろんな条例も含め、残したらいいのか残さない方がいいのか話をしてるなど、常にいろんなことで、こうした活動がある都市なので、この条例を作る時も、当然、委員のなかには、こうした人たちが入って、人権について作ってきたと聞いているので、相当、いろんなノウハウをもっていると思います。それを聞きに代表でいくことや行政が行くということは、大事なことだと思っています。向こうの行政と直に聞けるわけで、それが、リモートだと、なかなか聞けない。狛江も同じで、多摩川のところが結壊して、ドラマになりましたが、それがあってから、狛江のまちづくりは、相当、変わっております。また、世田谷の一家殺人事件も狛江であって、人が住むこととまちづくりを両方からやってきたところですから条例についても、おそらく、力を入れて作ってきたと思います。温度差はあるんでしょうが、南相馬市で聞くべき、ノウハウは、もらえる部分が、相当、多くあると思われるので、行ける方は、ぜひ行かれてはという思いがあります。

(副委員長)

他にありますか。

(委員)

話をしている間に新しい質問が出てきたり、新しい情報がもらえたりするので、行ったほうがいいと思います。国立と狛江に分けて、一日に別々に行って、合流して帰ってくるという方法もあると思います。

南相馬市の基本条例を作った時に携わりましたが、できるまでの過程がたいへんで、時間もかかりました。国内の有名なところを全部取り寄せて、みんなで読み合わせたという経緯もありましたので、やるときは、情熱をもってやらなきゃならないなと思います。それこそ条例になってしまうと、簡単に変更したりできない、憲法みたいに、ずーと継続しないといけないものなので、非常に責任が重いものなのでないかと思いますので、勉強できるのだったら、私は行くことに賛成です。

(副委員長)

他にありますか。

(委員)

私も先進地は、実際行って、条例ができるまでの過程を情報交換することは、得ることが大きいのではないかと思います。それで、実際、コロナが、まん延してきて、あぶないよのような状況のときは、リモートの案に変更することとして、現場に行って研修することは大事なことだと思います。

(委員)

街の雰囲気なども勉強になると思います。

(副委員長)

半数いないと行かないということについては、事務局はどうなのですか。

(事務局)

一定程度の成果を得ることで半数という案ではありましたが、決定事項ではありません。みなさまの貴重な時間をいただけるなら人数については検討したいと思います。

(副委員長)

事務局からの説明もありましたが、先進地視察研修については、ここで、決

定したいと思いますので、訪問する形がいいと思う方の挙手をお願いいたします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数ということで、先進地視察研修については、訪問することで実施することに決定したいと思います。後日、事務局から出欠の案内がありますので、なかなか一泊というとなかなか難しい事情もあるでしょうが、それを踏まえて最終的に決めていただきたいと思います。それで、どうしても難しいという場合はリモートでの実施も考えることとします。

(「異議なし」の声あり)

その他で、みなさまから何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで議事のほうは終わらせていただきます。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。
事務局へお渡しします。

7. 閉会